

予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の一部において予定価格の事後公表を試行するに当たり、対象建設工事及び建設コンサルタント業務等、予定価格の公表の時期、再度入札の方法その他必要な事項について定めるものとする。

(対象建設工事及び建設コンサルタント業務等)

第2条 予定価格の事後公表を試行する建設工事及び建設コンサルタント業務等は、一般競争入札又は指名競争入札で落札者を決定する建設工事及び建設コンサルタント業務等から選定する。

(予定価格の公表の時期等)

第3条 予定価格の公表の時期は、当初入札の契約締結日の翌日（休日等を除く。）とする。

2 当初入札の入札参加者には、当初入札の開札後（第4条に規定する再度入札対象を除く。）直ちに、予定価格を通知する。

(再度入札の方法等)

第4条 入札公告又は入札執行通知で再度入札を実施することを定めた建設工事及び建設コンサルタント業務等について、開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けている場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上）の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、開札の結果、すべての入札が無効又は失格の入札のときは、再度入札を行わないものとし、再度入札の回数は1回限りとする。

2 再度入札の入札書の提出期間は、原則として当初入札の開札日の当日午後2時から午後4時までとし、入札公告又は入札執行通知において定める。

3 再度入札の開札は、原則として再度入札の入札日と同日とする。

4 再度入札を行うときは、再度入札を行う旨、再度入札の入札書の提出期間及び再度入札の開札日時を、当初入札の入札者（第6項に該当する者を除く。）に通知するものとする。

5 再度入札においては、建設工事に係る工事費内訳書の提出は必要としないものとする。

る。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(1) 当初入札において不着又は辞退となったもの

(2) 当初入札において無効又は失格の入札をした者

6 再度入札において、予定価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

7 再度入札において落札決定に至らなかった場合で、改めて入札を実施する場合は、改めて実施した入札における契約締結日の翌日から、前回の入札の内容を含めて公表するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、関市契約規則、関市電子入札実施要領、競争入札等参加者心得、対象工事の入札公告又は入札執行通知の定めるところによる。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知を行う建設工事及び建設コンサルタント業務等から適用する。